

第4章 「5つの視点」を踏まえた特別支援教育の在り方

1. 一人一人に着目した連続性のある指導・支援の充実 (子どもたちへの支援の在り方等)

主な重点項目	状況
(1) 通常のカリキュラムの中でできる個別の配慮や支援を求めやすい雰囲気づくりなどの工夫	<p>私たちの周りには、学習上又は生活上の様々な課題を抱えている子どもたちがいます。</p> <p>その背景として様々な要因が考えられますが、単に「障害があるのだろう」などと決めつけるのではなく、子どもたちの周辺の環境（周囲の大人の子どもへの関わり方など）が影響している場合なども考慮した上で、慎重かつ丁寧に対応していくことが大切です。</p>
(2) 障害特性に応じた指導・支援方法の研究・周知	
(3) 「個別の指導計画」、 「個別の教育支援計画」 及び「移行支援計画」の 作成・活用	<p>例えば、教科指導の場において子どもたちが感じる諸課題に対しては、教材の提示方法等を少し工夫するだけで困難さが解消されることもあります。</p>
(4) 「交流及び共同学習」 の推進	<p>つまり、この例においては、特別支援教育のノウハウを教科指導に生かしていくこと、そして様々な選択肢を提示することが全ての子どもにとって分かりやすい授業づくりの実践につながり、学校全体に好ましい効果をもたらすことを期待することができます。</p>
(5) 就労支援の充実、福祉 等との連携	<p>また、連続性のある指導・支援という視点においては、学校間、あるいは学校と関係機関等との間における情報の引継ぎを着実に行うことが重要です。「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」等のサポートツールをうまく活用して、切れ目のない支援の継続につなげていく必要があります。</p> <p>「交流及び共同学習」の充実により、障害のある子どもが、地域の人たちや他の子どもと関わる機会を積極的に設けることで、障害のある子どもたちの経験を広めるとともに、社会性の育成につなげていくことも大切です。</p>

また、卒業後の企業への就労に当たっても、企業側に必要な情報を確実に伝達して、子どもたちの就労の定着と安定に向けて配慮していく必要があります。

【平成27年度 北九州市立特別支援学校高等部卒業生（平成28年3月卒業）進路状況】

一般就業	53人
就労継続支援A型	8人
就労継続支援B型	17人
就労移行	9人
自立訓練	8人
生活介護	39人
入所	9人
進学	1人
その他	5人
合計	149人

<目指す方向性>

（１）－１：合理的配慮の実践の蓄積

「合理的配慮」の内容は、教育委員会や学校が本人・保護者に対して十分な情報提供を行った上で、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等を踏まえた建設的対話を重ね、合意形成を図りながら決定されるものですが、その実践を積み重ねることにより、様々なケースに対する指導・支援に応用していくことが可能となります。

（独）国立特別支援教育総合研究所においては、文部科学省の協力の下で「インクルーシブ教育システム構築データベース（通称：インクルDB）」を運営していますが、そこには全国各地の「合理的配慮」の事例が掲載されており、キーワードで検索することもできるようになっています。

こうした有効な支援ツールの存在についても幅広く周知し、引き続き教職員に活用を促します。

(1) - 2 : 研修体制や関係機関等との連携の強化、校内支援体制の整備

教育的ニーズのある子どもたちが充実した学校生活を送ることができるよう、研修体制や関係機関等との連携体制を強化し、校内支援体制の一層の整備に努めます。

(1) - 3 : 保幼小の連携

保育所、幼稚園等の保育環境から小学校の学習環境への円滑な接続を図るため、保幼小間の連携を強化します。また、幼児教育の更なる充実を図るため、幼児教育推進員等を配置し、保育所、幼稚園、小学校の代表者や有識者で構成する「保幼小連携推進連絡協議会」と連携しながら、関係機関等との調整、保育指導案の作成や手作り教材等に関する情報発信、幼児教育研修会の充実などを図ります。

(2) - 1 : 子どもが得意なことを生かす教育

教育的ニーズのある子どもたちの中にも、ある特定の分野や事柄において高い能力を発揮する子どもたちがいます。

子どもが得意とするところを生かす教育の在り方については、今後更に注目されることが考えられることから、国内外の先進的な取組等も踏まえた上で、教育的ニーズのある子どものみならず、全ての子どもたちの持てる力を最大限に高めるための教育支援体制の構築につなげていきます。

(2) - 2 : 特別支援学校における読書活動の促進

障害のある子どもたちの豊かな読書活動の推進に向けて、図書室の整備や蔵書の充実について配慮し、子どもたちが読書の楽しさや喜びを味わうことができる環境整備に努めていきます。

また、特別支援学校に学校図書館職員を配置し、学校図書館の運営の改善や向上を図ります。

(2) - 3 : ICT機器等に関する教職員のノウハウの構築

教育的ニーズのある子どもたちの学習上又は生活上の困難に適切に対応するためには、個々の障害の状態や特性に応じた教材・教具を準備する必要がありますが、情報通信技術（ICT）の活用も有効な選択肢の一つです。

ただ、学校現場でICT機器等の活用による支援を実施する場合には、教職員がその活用によって得られる子どもたちの具体的な成長イメージをきちんと押さえながら使用することが重要です。

そのため、教育センター等を通じた研修体制の強化はもちろん、他都市に

おける先進的な事例等も参考にしながら、効果的な活用の仕方を変更・調整し、活用のノウハウを蓄積・共有していきます。

(2) - 4 : 文化・芸術、スポーツ等に接する機会の確保

教育的ニーズのある子どもたちの中には、その特性等によっては、自分が感じている思いや感情を言葉などによって表出することが難しい場合があります。そのような子どもたちであっても、絵画や音楽、身体表現等で感情を豊かに表現できる場合があります。

そのため、「ふれあいコンサート」や芸術家などを学校や施設等に派遣するアウトリーチ（いわゆる出前講座）の充実に取り組みます。音楽等を介して文化・芸術に直に接するとともに、気持ちや思いを表現することや他者との交流の機会を確保することにより、子どもたちのコミュニケーション力の向上等につなげていくことができるようにします。

障害のある子どもたちがスポーツに取り組む機会を確保することにより、子どもたちの生きがいや生活の質の向上につなげていくことができるようにします。

また、このような取組に対する教職員や保護者等の理解を一層推進するために、学校や家庭等への情報発信についても充実させていきます。

(2) - 5 : 県立特別支援学校との連携

北九州市内には、視覚障害と聴覚障害を対象とした県立特別支援学校が2校あります。そうした障害種の学校で作成・活用されている教材・教具や指導・支援方法の中には、通常の学級において個別の配慮を必要とする子どもたちに有効なものもあります。

そうした観点から、県立特別支援学校との連携を強化し、子どもたちのニーズに合わせた支援内容の充実につなげていきます。

また、こうした交流を積み重ねることで、児童生徒間の相互理解の促進を図り、教員同士の情報共有の機会の確保にも結び付けていきます。

(2) - 6 : 高等学校等との連携体制の強化

教育的ニーズのある子どもたちの中には、特別支援学校高等部に進学する場合もあれば、高等学校への進学を選択する場合があります。

義務教育段階での支援内容や個別の配慮事項等を進学先に適切かつ正確に引き継いでいくことができるように、高等学校等との連携体制を密にし、教育委員会が開催する研修等への参加を呼びかけるなど、関係性の強化を推進していきます。

(3) - 1 : 「個別の教育支援計画」等の有効活用

必要な指導・支援の内容が次の就学先や就労先等に正しくかつ確実につな

がるよう、「個別の教育支援計画」等の必要性や有効性について教職員に対する研修の中で周知し、保護者に適切かつ十分な情報提供と協力依頼ができるようにします。

また、保護者に対しては、年度当初の学校説明会時の資料配付、特別支援教育課が発行する「特別支援教育だより」による周知などを通じて、計画の作成及び活用に当たっての理解の促進を図ります。

(4) - 1 : 「交流及び共同学習」の充実

障害のある子どもたちの経験を増やし、また、社会性の育成につなげていくことができるよう、「交流及び共同学習」の充実を図ります。

「一時的な交流」に終わることがないように十分留意し、様々な年齢層の地域の方々や他の子どもたちとの継続的かつ密な交流の機会を積極的に設けていきます。

個に応じた適切なねらいを定めた上で、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とした交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面を十分に考慮した計画を立てて実施し、得られた教育的効果が子どもたちの生活の質の向上につながるように結び付けていきます。

(5) - 1 : 就労支援の充実、福祉等との連携

① 就労支援に当たっては、進路指導主事のみならず、就労支援コーディネーターや就労支援専門家を引き続き配置・活用し、生徒一人一人の得意なことを生かしながら、自立した社会生活につなげていけるよう、職場実習先や就労先の開拓等に努めます。

また、就労までの間に基本的な生活習慣等を十分に身に付けられるよう、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図ります。

② 生徒の卒業後のステージ側（例えば就労先としての企業）が、その前のステージである学校教育の中で実施してほしい指導・支援内容を聞き取り、相互に協力し合いながら、生徒に対する指導・支援内容の充実を総合的に図っていく取組についても研究を進めていきます。

③ 保健福祉局とも連携しながら、障害のある子どもたちが就労した後の福祉等との連携も視野に入れたフォローアップの充実を図ります。

また、受入れ側の企業等に対しては、本人や保護者の了解を得た上で作成する「移行支援計画」等を通じて、一人一人の個別の配慮事項等に関する情報を丁寧かつきめ細かく引き継いでいきます。

(5) - 2 : 作業学習プログラムの充実、特別支援学校同士のプログラムの相互活用

特別支援学校においては、教科指導と併せて「作業学習」（生徒の働く意

欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するもの)を実施しています。

各校の作業プログラムを増やすとともに、他校で実施されている作業プログラムを体験できるような取組についても充実させて、生徒が社会性や協調性、責任感等を着実に身に付けられるようにします。

《場に応じた支援の在り方（例：義務教育段階の場合）》

「一人一人に着目した連続性のある指導・支援」については、その子どもが置かれた環境や場所等によって異なることが考えられます。

そのため、義務教育段階の場合を例にとり、それぞれの学校での指導・支援の際に留意すべき点等について以下に示します。

特別支援学校での支援の在り方

特別支援学校の教職員は、子どもたちの障害の重度・重複化や多様化に対応しながら日々の指導・支援を行うのみならず、地域の特別支援教育の核として、地域の学校・園からの要請に応じて指導・助言を行う必要があり、様々な知識を身に付けておくことが求められています。

つまり、子どもの障害特性や教育的ニーズに適した教材・教具を確保すること、また、それらを効果的に活用して指導・支援に生かしていくための知見を常に最新のものにしておく必要があります。

教育委員会では、特別支援学校の教職員がこうした知識を得るための研修体制を強化するとともに、必要に応じて外部専門家から指導・助言を得ることができるような支援体制を更に充実させていきます。

特別支援学級での支援の在り方

特別支援学級は小・中学校の建物内に設置されている場合がほとんどであることから、特別支援学校と比較しても、通常の学級の児童生徒との「交流及び共同学習」を円滑かつ数多く実施することが期待できます。

障害のある子どもと障害のない子どもが触れ合う機会を幼少期から十分に確保することは、双方の子どもが豊かな心、社会性、互いを思いやる気持ち等を養う上でも重要なことです。

教育委員会としても、「交流及び共同学習」の意義を各校に対して引き続き指導していくとともに、その実施を推進し、必要に応じた指導・助言に努めます。

また、特別支援学級の担任は、設置された小・中学校における特別支援教育の中核としての役割を果たすことが期待されていることから、特別支援教育に係る最新情報を常に得ることができるよう、研修内容の充実はもちろん、メーリング・リストを活用した情報提供などの体制を構築していきます。

通級による指導での支援の在り方

通級による指導を受ける子どもは、ほとんどの授業を在籍する通常の学級において受けるものの、障害の改善や克服につなげるための特別な指導・支援を通級指導教室で受けています。

そのため、通常の学級の担任と通級指導教室の担当者が連携し、それぞれの学級での様子や指導内容を共有しておかなければ、一貫した指導・支援の実現は不可能です。

こうしたことから、双方で密に連絡を取り合い、定期的に情報交換を行うことで、支援手法の更なる改善につなげていくことが求められます。このことについては、子どもが他校通級している場合には特に重要になります。そうした場合には、テレビ会議システムを活用して、互いの授業視察を行うことなども大変有効な手段であると考えます。

教育委員会としては、以上のような連携体制の構築がスムーズにできるよう、システム環境の整備や効果的な連携事例等の紹介等に努めます。

また、教育的ニーズのある子どもが通級指導教室での指導・支援を受ける場合には、一時的に通常の学級から離れることがあります。そのため、その子どもが疎外感等を味わうことがないように、他の子どもたちに対して通級指導教室での指導の意義等をよく説明し、理解を促すなど、全ての教職員の意識付けを図ります。

通常の学級での支援の在り方

子どもたちの中には、集団の中で学ぶことが苦手だったり、ささいな音にでも敏感に反応したり、予定の見通しが立たないとパニックになってしまったりと、様々な特性の子どもがいます。特に、発達障害の場合は外見からの判断がつきにくいなどの理由から、「わがまま」「甘えている」などと短絡的に結論付けられてしまう場合も考えられます。

教職員のみならず、他の子どもたちも、特別支援教育の必要性や障害特性等に関する基本的な知識を理解しておけば、教育的ニーズのある子どもとの接し方や関わり方も自ずと変わってくるはずです。

小さな「合理的配慮」であっても、教育的ニーズのある子どもが安心して、主体的に学習できる環境づくりにつなげていくことができます。

様々な障害特性や教育的ニーズ等について理解を深めることが、誰にとっても暮らしやすい社会づくりにつながることを、「学校だより」を始めとする様々な機会をとらえて周知していくようにします。